

維持管理等に関する計画書（安定型最終処分場）

1. 監理体制

施設の営業時間帯は、月曜日～土曜日の午前8時より午後5時の時間とする。（12時から13時を除く）また、看板を設置し施設の概要・管理者及び連絡先等を掲示する。稼働時は、安全作業に努め、法などの規則を遵守する。

2. 施設の維持管理方法

処分予定量	33、345（廃棄物量）+ 7、456（覆土量）= 40,801 m ³
受入物の範囲	がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されている物に限る。以下同じ）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入している物。以下同じ））であるものを除く）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要であるもの及び廃包装容器であるものを除く）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く）、ゴムくず。
受入物の確認	別紙 13. 展開検査の実施方法 のとおり
投入方法	建設機械により投込み方式で行う。
廃プラスチック類について	15cm以上の廃プラスチック類は、展開検査場にてエンジンカッターを使用し切断する。
飛散・流出防止 悪臭発散防止	ビニール袋、発砲スチロール等が搬入された時は、廃棄物の飛散及び流出防止のため、覆土を10cm程度行う。受入品目から悪臭の発生は、想定されないが発生した場合は、覆土等の措置を行い悪臭を防止する。
騒音・振動 防止処置	処分場から発生する騒音、振動が周辺地域の環境に及ぼす影響は軽微であるため特に対策は行わない。騒音・振動の少ない建設機械の採用により異常時に騒音・振動の値が、大きくならないよう、保守・点検（毎朝の始業前点検及び月に1回の自主定期点検）に努める。
害虫防止処置	場内に水たまり等が出来ないように平坦性を保持に努め、蚊、はえ等の発生の防止に努める。害虫等が発生した場合は薬剤の散布等により駆除する。
防火処置	緊急時には事務所に設置している防火設備（消火器）で対応する。
水質検査	埋立開始前及び埋立開始後は、地下水等検査項目を1回/年行い測定・記録する。浸透水のBODの水質検査は、1回/月行い測定・記録する。水質検査の結果、水質の悪化（埋立処分開始前と開始後の水質検査項目を比較して、地下水検査項目の濃度が明らかに上昇している場合）《その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く》が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を行う。水質検査の結果地下水等検査項目の基準値に適合していない場合また、BODの水質検査の結果、BODが20mg/lを超えている場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を行う。また、埋立開始後半年程度経過した時点、更に1年程度経過した時点で、地下水のダイオキシン類の検査を計2回実施し記録する。ダイオキシン類の水質検査の結果、ダイオキシン類が1pg/lを超えている場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を行う。ダイオキシン類の異常が認められない場合は、地下水のダイオキシン類の検査を終了する。測定値に大きな変異が認められた場合は、1回/年の追跡調査を実施する。

施設稼働時の安全管理	現場で管理(現場責任者等が始業前に巡回点検を行う。)
終業時の安全管理	本施設は、外周が土えん提の施設であり進入路は1カ所しか無いため営業時間外は、通行門を施錠する事により不法投棄を防止する。また関係者以外の立入りを禁止し安全管理に努める。
埋立終了後	別紙 14. 埋立終了から廃止までの維持管理方法 のとおり
維持管理に関する記録及び閲覧方法	維持管理に関する記録は、別紙 12. (産廃処理施設維持管理記録簿) に取纏め、1年ごとに製本し本社事務所に廃止までの間保存し必要時の閲覧等に対応する。

地下水等検査項目及び基準値(最終処分基準省令 [S52年総理府厚生省令第1号] 等)

地下水等検査項目	基準値	地下水等検査項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下
カドミウム	0.01 mg/l以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l以下
全シアン	検出されないこと。	テトラメチルチウラムジスルไฟト(チウラム)	0.006 mg/l以下
ポリクロルネイテッドビフェニル(PCB)	検出されないこと。	2-クロロ-4-6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジン)	0.003 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	S-4-クロロベンジル-N-N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)	0.02 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下		
ダイオキシン類	1 pg/l以下		

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 地下水に係わるダイオキシン類の基準値は、管理型処分場に適用される。